

# 総合防災対策特別委員会記録

開催日時 令和3年9月13日(月) 13:04~14:02

開催場所 第2委員会室

出席委員 8名

小林 誠 委員長

大国 正博 副委員長

植村 佳史 委員

池田 慎久 委員

奥山 博康 委員

小林 照代 委員

藤野 良次 委員

山本 進章 委員

欠席委員 なし

出席理事者 杉中 危機管理監 ほか、関係職員

傍聴者 1名

議 事

(1) 9月定例県議会提出予定議案について

(2) その他

<会議の経過>

○小林(誠)委員長 それでは、提出予定議案またはその他の事項も含め、質問があればご発言をお願いします。

○植村委員 それでは質問させていただきます。

まず、奈良県広域消防についてお聞かせいただきたいと思います。

奈良県広域消防組合は、県内11消防本部が消防組織法に基づき広域化し、平成26年4月1日に誕生し、構成市町村は県下37市町村、10市15町12村です。平成28年4月に高機能消防指令システム、消防救急デジタル無線システムを導入した通信指令センターの運用が開始され、広域化前のそれぞれの管轄区域を超えた出動が可能となりました。すなわち、GPS機能を活用し、消防車両、救急車両等の位置や状況を瞬時に掌握し、災害現場に最も近い車両から出動部隊を編成する直近出動態勢を取ることが可能となったわけです。そして組合設立から8年目に入り、高機能消防指令システム、消防救急デジタル

無線システムは6年を迎え、システムの更新について検討する時期となっていると思います。そのような中、国は単一消防を目指していますが、現状において奈良市と生駒市は加入していません。

令和3年3月22日付で各都道府県消防防災主管部（局）長宛てに消防庁消防・救急課長から、今後、消防指令センターの共同運用は、将来の消防財政に与える効果が大いことから、施設などの整備費、維持管理費などについて、それぞれが単独で整備した場合と比較するなど、削減効果が分かるよう、適切に記載することとあります。特に全県一区など、大規模な共同運用の実現に向けては、都道府県が適切な支援を行うこととあります。

そこでお聞きしたいのですが、奈良県全県一区での運用推進についての奈良県の考え方や今後の状況についてお聞かせいただきたいと思います。

**○大澤消防救急課長** 現在の消防指令システムは、119番通報を受けて、災害地点の特定や出動隊の編成、消防署への出動指令などの消防指令業務の効果的、効率的な運用を支援する高機能消防指令システムとなります。奈良県広域消防組合においては、広域化に伴い導入し、また、奈良市、生駒市については、高機能なシステムのメリットを生かすため、共同運用で導入することとし、ともに平成28年の4月に運用を開始し、現在5年が経過しているところです。国の基本指針によると、標準的な規模の都道府県であれば、原則、全県一区での共同運用が望ましいと示されていることから、全県での消防指令センターの共同運用を含めたシステム更新の検討を進めるため、8月に消防指令センターの共同運用の在り方に係る調整会議を開催しました。各消防本部から、システム更新に関する検討状況や課題についての意見を聞き取ったところです。奈良県としても、引き続き各消防本部の意見を聞きながら検討に当たって助言を行うなど、支援を進めていきたいと考えています。

**○植村委員** 聞き取りもされているようですが、非常に高価な指令システムと聞き及んでいますし、これを県内2か所で運用する場合と全県一区で運用する場合、どちらが安く上がるかは、当然分かります。国の指導も、奈良県においても全県一区の運用としており、これは県民に対する安心・安全に繋がるのだらうと思います。ドクターカーの運用に関しても、今は県内2か所で行われていることになりましたが、経費についても、各々単独で負担するときと、全県一区でやるときと、変わってくると思います。そういった点も踏まえながら、1県での広域化に関して、県としてリーダーシップを発揮していただき、実際にやるのはもちろん市町村ですが、うまくリードしてまとめていただけるよう、指導と助言

をいただきたいと思いますので、要望とさせていただきます。

続きまして、自衛官の募集についてお聞きします。以前は、災害は忘れた頃にやってくると言われていましたが、昨今は忘れる間もなく次々とやってくる。それに伴い、自衛隊の活躍がテレビでよく見られます。

このような中、自衛官が不足していると、報道などで耳にします。自衛官の募集における自衛隊への情報提供について、昨年、福岡市はこれまで住民基本台帳の閲覧にとどめていたが、システム改修などで抽出機能が備わったことを受け、対象年齢である18歳、また、22歳になる住民の氏名と住所を記載した名簿を、募集事務を自治体と共同で行う各地方の自衛隊地方協力本部への提供を決定したという報道がありました。

そこで2点ほどお聞きしたいのですが、まず1点目、自衛官の充足率の低迷について、奈良県での募集状況はどのようになっているか、お分かりでしたらお聞かせいただきたいと思います。

**○中野防災統括室長** 県内の募集状況について、奈良県にあります自衛隊の地方協力本部によると、非常に厳しい状況であると伺っています。

**○植村委員** 大変、厳しいとのことですが、私は知り合いの方から、少子化も関係していると聞いています。特に若い方が少ないと聞いています。幹部の方は適正に応募されているのですが、若い方々が非常に少なく、隊員不足であると聞くのです。全国的にも定足数の92%ぐらいになっており、全体的に足りないのではなく、若い隊員の方々が足りないという状況、これはもちろん自衛隊だけではなく、消防や警察においてもそういった傾向であるとお聞きしていますが、このような中で募集事務を防衛省から各市町村、自治体が受けておられ、しっかりと地方協力本部に協力していただきたいと思うわけです。

ちょうど2年ほど前、令和元年10月9日に決算審査特別委員会で、募集に関して自治体が対象年齢の方々のデータ、又はコピーしたものを防衛省に提供するのは違法なのか質問したとき、当時の中西知事公室次長は、住民基本台帳法を所管している総務大臣が、自衛隊と自治体が協議して情報提供することは、コピーも含めて問題ないと、国会で答弁したと答弁されました。その後、県内自治体における情報提供は進んでいるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

**○中野防災統括室長** 植村委員お述べの事務については、自衛隊法に基づく法定受託事務で県市町村が行うと規定されるものです。住民基本台帳の情報に関することですが、2年

前の答弁の後、令和2年12月にも国で、問題ないという閣議決定がありました。それを受け、防衛省から市町村に対して直接、令和3年2月に同じ旨の通知が出されているところです。中身を申し上げますと、自衛官の募集に関して必要となる情報については、防衛大臣が市区町村の長に対して求めることができます。これに対し、市区町村の判断で自衛隊に情報提供を行っているとは認識しています。情報提供については、特段の問題はないという見解は引き続き出されているところです。

県としても、本年7月に自衛隊奈良地方協力本部と協力し、市町村の担当者に募集事務主管課長会議を行い、通知文の内容について解説し、協力を求める取組を行っています。

**○植村委員** 県内39市町村の中で、一体どれぐらいの市町村がデータ提供の協力をしているのか、もしお分かりでしたらお聞かせいただきたいと思います。

**○中野防災統括室長** 現状では、紙媒体での提供は県内の10団体であるとお聞きしています。それ以外の29団体は閲覧等による情報提供であると承知しています。

**○植村委員** 10団体ですね。今、議会でもペーパーレス化で効率を上げていこうではないかと、議会改革に取り組んでいるわけです。閲覧して書き写すことは、膨大な作業だと思います。例えば奈良市では、35万5,000人いらっしゃる中で18歳の方、また22歳の方を書き写すと、膨大な作業です。

福岡市のお話でしたら、システムの改修だけで抽出すればすぐ出てくるとのことです。閲覧してくださいとだけいうのか、きちんと抽出作業を行って協力しますというのか。私たちの自治体でいつ何どき災害が起こるか分からない、災害が起こったときは自治体の消防、警察だけでは対応できない、その際は自衛隊の方々に来ていただきたい、自衛隊に協力要請をしますと。自衛隊の方々が市民、県民の命を守ってくれる最後の頼みであり、期待するところです。だけれど隊員の募集に積極的に協力しないで、苦しいときは来てほしいけれど、その方々を募集するときには協力しませんと。協力しないことはないけれど、積極的に情報開示はできませんと、このようなことで我が国の安心・安全が、特に地方の安心・安全が保たれるのか、という感覚を覚えてしまいます。

ぜひとも、10市町村だけではなくて、39市町村が行って当たり前の話だと、法律違反だったら駄目ですが、問題ないと通達まで出ているのに協力しない、災害が多くて大変なことになっているときに、苦しいときは頼んで、来て欲しいけれど、自衛隊に人手がない、その隊員を募集するのは協力しませんと、協力はしないことないけれど、積極的に提出はしないで、どうぞ調べてくださいと。これで世の中回っていくのかと、私は思いま

す。県としては防衛省からの通達も出て、行動していただいているということですが、自治体に違法ではないと、自治体の長の権限でしっかりと募集活動に協力していただけるようPRをされたいとお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

○小林（照）委員 1点お尋ねしたいと思います。

盛土の調査について、梅雨前線により大雨があり、静岡県熱海市で大規模な土石流が発生してから2か月が経過しています。これまでに26人が犠牲になり、今も行方不明の方もいらっしゃるとのことですが、この土石流は、起点の土地で行われた不法ともいえる不適切な盛土が原因の可能性があると指摘されています。熱海市での災害を受け、奈良県でも8月に林地開発の造成地を対象に盛土の緊急点検が実施されています。その結果も先日、報道されていますが、今後、国の調査方針による総点検を実施されると聞いていますが、調査対象はどのようなところになるのでしょうか。

○伊藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当） 去る7月3日、静岡県熱海市において発生した土石流を受けまして、8月10日に国において盛土による災害防止のための関係府省連絡会議が設置され、災害防止のための議論が開始されるとともに、各都道府県に対し、近年形成された盛土について総点検を実施するよう要請があったところです。総点検の内容は、土砂災害警戒区域や山地災害危険地区及びその上流域など、土砂災害をもたらすおそれのある地域に存在する宅地造成等規制法や砂防法、森林法、農地法、自然公園法等に基づく許可や届出を受けた盛土、地形データ等から推定される盛土あるいは住民からの通報等により把握した盛土を調査する、または大規模盛土造成地において書面点検や目視での現地点検を実施するということとされています。

○小林（照）委員 国の方針も出されて、今ご答弁ありましたように、調査が広範囲に行われるということです。

次にお尋ねしたいのは、土砂災害防止法により土砂災害警戒区域や特別区域が設定されています。2018年の西日本豪雨では、報道でもご覧いただいたと思いますが、広島県安佐北地区あるいは兵庫県灘区の篠原台、こちらは40棟以上で土砂が流入をして住民が閉じ込められたと聞いていますが、宅地造成箇所で大きな被害がありました。ほかの災害があったところでも、土砂災害警戒区域での発生が多いと聞いています。国土交通省によると、全国で66万か所以上、これは特別警戒区域も含めての数ですが、大変な災害がありました。広島県は全国的に最も多く、5万か所近い区域があったとのこと。奈良県内には土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンや、大規模造成地、特別警戒区域も合

わせ、それぞれ何か所ぐらいあるのでしょうか。また、そのうち人家のある箇所はどのくらいあるのでしょうか、お尋ねします。

**○伊藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当）** 奈良県では、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、平成18年度より順次、土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーン、レッドゾーンを指定してきたところです。この結果、奈良県内では必要な箇所への指定を全て終えており、現在、イエローゾーン、土砂災害警戒区域は1万810か所、レッドゾーン、土砂災害特別警戒区域は9,832か所を指定しているところです。なお、土砂災害警戒区域は、土砂災害により住民等の生命または身体に被害が生じるおそれがある区域、今後、開発が想定される区域等を除きまして、全ての区域に人家や避難所等の公共施設が存在している区域です。

**○小林（照）委員** あとは意見と要望にしておきますが、土砂災害防止法にありますイエローゾーンは、土砂災害発生のおそれがある区域を明らかにして警戒避難の体制の整備を行う、これは市町村が行うとされているのですが、開発や建築物の規制がありません。それで、このような土砂災害警戒区域を設けても危険箇所が増え続けておりまして、防災が開発に追いついていない状況だと思います。こうした、同じような事故が全国の至るところで起きています。このような土砂災害警戒区域では、危険箇所の開発抑制を厳しくし、特別警戒区域の見直しや条例などで危険な開発を防ぐべきだと思います。

熱海市も、土石流の全てが盛土であったと見られている土石流災害が起きました。この静岡県では、7月の県議会において盛土造成を規制する静岡県土地採取等規制条例に不備があったことを認めて、届出制から許可制への改正など、そのほかにもありますが、改正する方針が示されています。

意見ですが、災害は今、絶え間なく起こりますし、豪雨災害も、絶えず起こっていますので、災害が起きてからでは手後れだと思います。奈良県でも豪雨災害に備えた開発を防ぐ危険地、土地採取等規制条例改正なども含め、新たな条例も必要ではないかと思いますので、これは意見と要望とさせていただきます。

**○藤野委員** 1点だけお聞きします。

災害となると、必要となるのは避難所です。この避難所について、様々な対応策を理事者の方々にも議会として求めています。本会議の代表質問、一般質問でもそれぞれの議員が質問をされています。私も昨年の2月定例県議会の代表質問で、福祉避難所について、県内の市町村の取組、あるいは指定施設の住民への周知状況などを聞いたわけですが、そ

のときの答弁で、住民の方々の正しい理解が進むように周知の仕方に工夫を凝らすとともに、必要とされる方が福祉避難所にたどり着くにはどのようにすべきか、さらに検討したいという知事の答弁がありました。現状、この点についてどのようになっているか、お聞きします。

**○中野防災統括室長** 福祉避難所の周知については、本来、福祉担当部局が主担当なのですが、本日、理事者としていないので、代わってお答えします。

まず、福祉避難所の指定については、令和3年3月1日現在で268施設が指定されています。今の状況ですが、去年のデータになりますが、施設を指定しているのが33市町村ありますが、そのうち25の市町村で、ホームページ等で指定状況については公表しているところです。県についても、福祉避難所の役割やその一覧についてはホームページでも見られるようにしています。引き続き福祉担当部局とも連携し、市町村や県民に向けた分かりやすく丁寧な周知について行っていきたいと考えています。

**○藤野委員** 福祉担当部局ということなので、もう詳しくは問いませんが、去年の2月議会では22市町村とおっしゃっていたので、さらに3市町村が加わったということで、そのような進め方を県もされていると、評価をしたいと思いますが、今後も引き続き取り組みをお願いします。

続いて、新型コロナウイルス感染症対策について、先般6月議会の総合防災対策特別委員会の委員長報告にも記されておりました。私はこの7月に初めてこの委員会に入りましたので、あえてお聞きしますが、避難所におけるコロナ対策は、様々な点で神経過敏になってくるというか、対応に苦慮すると思っています。マスクの着用、消毒液の活用はできるのですが、どうしても密になってしまいますので、密を避けるという点をどのようにしていくのか、様々な想定を進められていると思います。今のマニュアルも含めて、県としてはどのように取組を進めておられるのか、お聞きしたいと思います。

**○中野防災統括室長** マニュアル関係については、昨年6月にガイドラインをつくり、市町村へ周知させていただいたところです。あとの取組については、例えば旅館・ホテル生活衛生同業組合に協力を求め、その加盟宿泊施設に、所在の市町村に協力して、地域の避難所として活用できるよう協力を呼びかけているところです。また、県有施設も使えるものがあるという情報提供もしています。

近年言われている分散避難ですが、避難所へ行くだけが避難ではなく、難を避けるということなので、自宅が安全であれば、例えば自宅の2階で安全を確保という選択肢もあ

り得ると。あとは知人や親戚の家が安全であれば、そちらへ行くということも含め、広く避難という選択肢を取ってほしいと、県としても並行して情報発信に努めているところで

す。

○藤野委員 河川の氾濫、ため池の氾濫となると、おっしゃったように2階での避難というのも一つの方法だとお聞きしています。様々な避難策があると思います。地震等となると、避難所が優位になってくるとも聞いていますので、その中での新型コロナウイルス感染症対策は大変だろうと思います。改めてのマニュアル化も含めて、例えば段ボールで家族を区切る等の取組もされている自治体もあるとお聞きをしているので、そういった工夫を凝らしながら、対応していただきたいと思います。

最後になりますが、以前新政ならの尾崎議員が、避難所における非常用電源が遅れているという指摘をされました。全体ではなく、大和郡山市も含めてですが、非常用電源の設置が遅れているという指摘がありました。救急病院が停電になった、あるいは高齢者福祉施設で非常用電源がなかった。警察署、消防署、そしてこの庁舎、このようなところの非常用電源の対応、取組をぜひとも推進して欲しいという趣旨の質問であったかと思いますが、現在の対応をお聞きしたいと思います。

○中野防災統括室長 避難所における非常用電源の確保はどうかというご趣旨です。このテーマについても、エネルギー政策担当部局が主担当ですが、今日は理事者として出席していませんので、私が代わりにお答えします。

避難所における非常用電源確保については、県のエネルギー政策のビジョンがあるのですが、そこで避難所の50%に非常用電源をつけるという目標を設定しており、令和3年3月末現在で55.9%ということで、この目標は達成されているところです。エネルギー担当部局でも引き続き補助金はありますので、引き続き、私どもも含め連携を図りながら市町村に対し、補助制度も活用しながら非常用電源の避難所での確保について働きかけてまいりたいと考えています。

○藤野委員 これ以上、問うてもなかなか答弁しにくいと思うので、この程度にとどめておきますけれど、特に病院あるいは高齢者福祉施設等の非常用電源については対応されていると思うのですが、不足することも考えていかなければなりませんので、ポータブルの非常用電源等も活用しながら進めていくことを望みます。また、学校あるいは公民館等の避難所の対応も、その基礎自治体がしっかりとフォローしていくという指導等も県で行っていただきたいと思います。また他の場面でもお聞きしたいと思います。

○山本委員 質問通告をしていないので、分かる担当者が分かる範囲で答えていただけから結構です。

災害等で緊急で出動して、その災害現場、また道路、河川に行く場合に通称ユンボ、建設業者でバックホーとも油圧ショベルとも言いますが、そのバックホー、ユンボを運転する場合に必要な免許について、県土マネジメント部の担当で把握している人に教えていただきたいです。

○佐竹県土マネジメント部次長（技術担当） 災害時のユンボとかバックホーの運転の免許ということですが、たしか工事現場での使用という形で、民間資格という形で運営されていると思います。民間資格という形で、工事の現場や道路、そういう部分については、私どもでは把握をしておりません。

○山本委員 把握していない。回りくどい聞き方をしましたが、実は工事現場でのユンボ、バックホーの運転に免許は必要ない。コマツとか、コベルコとか三菱とかの運転技能講習で運転ができるということは把握していますし、僕も免許は持っています、その講習も受けています。一方で今、道路の場合は答えられないということだったのですが、僕のユンボの資格で、例えば公道を走るキャタピラー付きのバックホー、公道を走るその場合、担当課として、どのように処理されているのですか。

○佐竹県土マネジメント部次長（技術担当） ユンボとかバックホーで公道を走るという行為については把握できていないので、勉強させていただきたいと思います。

○山本委員 だから、そういうバックホーが道路を、建設現場で走る場合、どのように対応されているのか。例えば、もっと言えば僕は大型特殊自動車免許を持っています。大型自動車と、もう一つの大型特殊自動車免許。大型特殊自動車免許はナンバーのついた建設機械が、公道を走る。例えばホイール式というタイヤがついたもの、タイヤショベルだとか、タイヤがついたバックホーが、時速15キロメートル以上で走る。そういう機械を自動車として認めるから、大型特殊自動車免許は必要です。しかし、バックホー、工事現場で免許が不要な機械は建設機械であり、自動車ではないという認識で、僕も今まで10年間、免許が不要だと思っていました。だけれど、このキャタピラー付きの現場でしか使えない機械が、現場まで公道を30メートルでも走ると、大型特殊自動車免許が必要だという話があるのです。それを県土マネジメント部として知っていたのかどうか。

30メートルでも10メートルでも公道を走ったら、大型特殊自動車免許がないから無免許運転になるということ、今まで県下の土木建設業者や建築業者が認識してやってい

たのかどうか。また、担当課としても緊急時に災害現場へ行ったときに、そのような場面に出くわすときがあります。その際、皆が大型特殊自動車免許を持っているか確認していくのか。そこを今、答えてもらわなくて結構ですので、改めて県土マネジメント部としての認識を僕に、また次回でもいいですが、ここでも結構ですし、答えていただきたい。今、佐竹県土マネジメント部次長が勉強してきますと、検討しますとのことなので、検討した結果を教えていただきたい。ほかにもたくさん聞きたいことがあるのですが、それはそのとき、また聞かせてもらいますので、よろしくお願いします。

**○佐竹県土マネジメント部次長（技術担当）** 運転免許の話なので、私どもで把握できるか、勉強させてください。

**○山本委員** いやいや、運転免許のことは、それはまた総務警察委員会等で言いますが、僕が言っているのは、工事現場で使っている機械が公道を走ったとき、危機管理の際に、災害時の際に、出くわすと思いますよ、それを私は言っているのです。通告してなかったけれど、危機管理のときにどうするのだろう、どう対応していくだろうと、ふと思ったので聞かせていただいたのです。僕が言っているのは、免許の話とは違うのです。もし免許が必要なら、対応をどうするのか聞いているのです。解体業者が道の外からでしかユンボで家を壊せない、道の外からユンボで通ってきたら、無免許になるのだという認識なら、災害等の場合に、そんな仕様書等は書けないでしょう、どうするのですか。それだけよろしくお願いします。

**○小林（誠）委員長** 次回、災害時における対応ということで、ご答弁、よろしくお願いします。

**○大国副委員長** 1点だけ質問させていただきます。

紀伊半島大水害から10年がたちました。犠牲になられた皆様に、本当に心から、お悔やみを申し上げたいと思います。本当に、昨日のように思い出すわけですが、被災地と言われていたところに行きますと、まだまだ、その爪跡がくっきり残っている状況です。災害に強い奈良県をつくるために、当委員会でもしっかりと議論していきたいと思います。

さて、1点だけなのですが、このコロナ禍における質問となります。9月に入って台風シーズンになってきました。災害が多いシーズンで、防災の日も9月1日となっていますが、奈良県の状況を見ても、全国的な状況も見ても、新型コロナウイルス感染症の新規感染者が減っているとはいえ、大変厳しい状況には変わりません。そのような中で先般、新型コロナウイルス感染症対策本部会議が9日に持たれましたが、入院・入所待機者、感染

者の方の入院・入所待機者、自宅療養者、そういう方々の数字が大変多い状況が見てとれました。9日の資料では、入院・入所待機者、自宅療養者が550名いらっしゃったということですが、こういった方々が、いざ何か災害が起こった際に、どのように避難されるのでしょうか。病院に入院されている方、宿泊療養施設にいらっしゃる方は、危険がない限り、当然そこにいらっしゃると思うのですが、自宅にいらっしゃる方、身に危険を感じると言われている方がどのような行動を取ったらいいかを、どのようにアナウンスされているのかお聞きしたいと思います。

**○中野防災統括室長** 自宅療養者、県の場合は3日を超えて自宅におられる方を自宅療養者と定義していますが、こうした方にパルスオキシメーターやリーフレットを送るときに、避難行動判定フローという、自分の住んでいるところの災害リスクや避難に必要な対応について判断できるフローチャートのようなものと、避難市町村の連絡先を一覧にしたチラシを同封しています。これを見られて、避難が必要になった場合に、その方から居住市町村の災害対策本部が設置されている電話番号に電話していただいて、市町村の指示に従って避難行動を起こしていただく仕組みを取っています。

**○大国副委員長** ホームページにも表示されていますが、自宅では身の安全が確保できず、避難が必要な場合は、お住まいの市町村の担当窓口には必ず連絡することになっていますが、それはそのとおりだと思います。ただ、災害が起こった際に、この人数の連絡、電話がつながるのかどうか、一つ言える点かだと思います。その方の問合せにも恐らく時間がかかるでしょうし、市町村によっては大変多くの待機者の方がいらっしゃるので、瞬時に明確に、あなたにはこういう方法があります、こういうところで命を守ってください、自分を守ってくださいという説明を、当然、丁寧に行う必要があると思いますが、まず、ちゃんとつながるかどうかが、つながった後に、本当に避難できる場所があるのかどうか。このような点を踏まえ、今後も協議してほしいと思うのです。

もう一つ問題なのは、この9日付の資料であったように、先ほど申し上げた自宅療養者等が550名いらっしゃる中で、入所あるいは入院拒否の方が169名、実に31%、自宅を出たくない。自分の地元の市町村にも当然、自分の名前は明かしたくない方がいる事実があります。こういった方々が、災害が起こる、また、身に危険が及ぶというときに、私は陽性なのですよという話から市町村に電話できるかどうかを考えたときに、何か違う方法が必要になるのではないかと。拒否されている方が確実にいらっしゃるわけですから、自分が陽性者と言いたくない人のためにも、あらゆる情報が分かるような仕組みが必要と思

いますが、どのようにお考えでしょうか。

○中野防災統括室長 入院、入所拒否の方がいらっしゃることは事実です。まずはご自身が住んでおられるところが、どういう災害リスクがあるのか、これは新型コロナウイルス感染症の患者に関わらず、自分が住んでいるところの災害リスクをまずは把握して、やみくもに避難所へ行くのではなく、何のハザードマップの色も塗っていない自宅も多くあり、避難する必要、避難所に行く必要もないときもありますので、まずはその理解を進めたいと思っています。その上で避難所へ行く場合、命を守ることが最優先で、感染しているから避難しないということが一番問題ですので、市町村に連絡、命を守るために連絡して、どこに避難すればいいのか連絡をしていただきたいと、県としても市町村と一緒に働きかけていきたいと思っています。

○大国副委員長 拒否されている方が事実いらっしゃる認識の下で、いろいろな検討をお願いしたいと思います。

もう一つ大事なのは、避難行動ができない要支援者の方々が、濃厚接触者等である可能性は、当然出てきます。地域で把握されているところもありますが、把握できていないところもあります。このような方々をどうするのかということも併せ、いろいろな協議・検討を行う必要があると思います。これまでなかなか議論されてこなかったことだと思います。

避難したいけれど、感染しているか分からないので、遠慮される方もいらっしゃる。避難を受ける側もそのための体制が取れているのかどうか。例えば、今日現在で419人の自宅療養、待機者がいらっしゃいます。こういった方々が本当に安心して避難できる体制が、万が一の際に取れるのかどうか、一度シミュレーションしていただいて、一人も漏れなく県民の命を守るのだという気概で、今後とも協議をお願いしたいと思います。その際のアナウンス等は、先般、知事が発表していただいた、今回つくっていただいたパンフレット等も使っていただければと思いますし、いろいろな工夫ができると思いますので、よろしくお願ひしたい。

○小林（誠）委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、これで質問を終わります。

それでは、理事者の方はご退席を願ひます。お疲れさまでございました。

委員の方はお残り願ひます。

(理事者退席)

それでは、ただいまから本日の委員会を受けまして、委員間討議を行いたいと思います。委員間討議もインターネット中継を行っていますので、マイクを使ってのご発言をお願いします。

それでは、今後、当委員会で取り組むべき方向または特に議論を深めるべき課題や論点等についてご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○池田委員 先ほど小林(照)委員から盛土の話がされました。私も前回の初度委員会のときに触れようかと思ったのですが、当時、その調査をしていたのが農林担当部局だったので、所管外ということで質問は控えさせていただいたのですが、総合的に見たときに、県土マネジメント部と、農林担当部局にまたがる場所があるので、場合によっては農林担当部局の課長に理事者として出席していただくことも、検討が必要かと思っています。とりわけ集中的に緊急点検ということで、国からも言われていて、県もやると言っているのですが、一定期間、この点検が終わるまでは来ていただくことは考えられるかと思うのですが、ご検討をお願いしたいと思います。

○小林(誠)委員長 当委員会としては、土砂災害、砂防ダム、全て入っていますが、林地開発だけ農林ということで除外となっていました。防災に関わることですので、当委員会として農林担当部局から出席いただくことを検討したいと思います。ありがとうございます。

○小林(照)委員 今日福祉避難所の話がありまして、私も何回か質問させていただいています。避難所そのものも不足しているのと、それから先ほど要支援者の名簿ですかね、その上にそれぞれの個人の支援の計画が必要なわけですが、福祉担当部局の地域福祉課になると思います。ぜひ当委員会でも出ていただいて、なかなか個別支援の計画は進んでいないと思うので、お願いできたらと思います。

○小林(誠)委員長 高齢者、障害者などの避難者行動の要支援者名簿の個別計画の策定について、国も前向きに努力義務ということで予算もつけると、本年度言っておられましたが、昨年度から当委員会でも議論されていきましたので、さらに議論を深めさせていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

○山本委員 昨今メガソーラーの設置によって災害が起きるということを耳にするのですが、ここで検討されたかどうか分からないのですが、今後、メガソーラーによる災害というか、開発やメガソーラーの設置による災害の対策も、この委員会で考えていっても

いい。メガソーラーの担当はどこだったかな、環境担当部局。必要なら呼んでもいいと思います。奈良県も大型のメガソーラーが結構計画しており、もう設置しているところもあるみたいなので、それが災害につながっているのかどうかの調査もしてみたい気がします。よろしくお願いします。

○小林（誠）委員長 前向きに検討したいと思いますが、林地開発だけ当委員会所管外で、なかなか深く踏み込んで質問ができない、経済労働委員会が主なのかもしれませんが、当委員会は防災・災害対策の特別委員会ですので、調整させていただきたいと思います。

ほかにご意見等はございませんでしょうか。

皆様方からご意見をいただきまして、大まかにはメガソーラーの開発に伴う盛土の関係の調査もしていきたいと思っておりますし、コロナ禍における避難所の適切な在り方についても、小林（照）委員からも皆様からも言っていただいたように調査をさせていただきたいと思っております。取りまとめとなりますが、感染症対策時の状況等も踏まえ、奈良県でも様々な計画を策定されましたので、適切な計画の見直しが行われるように、当委員会として大まかに先ほどの2点の方向性で協議を進めさせていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。

それでは、これもちまして委員間討議を終わらせていただきたいと思います。

本日の委員会を終わらせていただきます。ありがとうございました。